

単価契約仕様書

行財政局総務部庁舎管理課

(担当: 多田羅、高瀬 075-222-3046)

件 名	市庁舎等産業廃棄物（廃乾電池・廃蛍光灯管）処理業務								
予 定 数 量	乾電池 180 kg リチウム電池（C R、B R又はリチウムイオン） 10 kg リチウム電池（上記以外のもの） 10 kg 蛍光灯管 5 kg ランプ類（L E D等蛍光灯管以外のもの） 5 kg ただし、予定数量は増減することがある。								
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日								
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 市庁舎（京都役所本庁舎、西庁舎、分庁舎及び北庁舎をいう。以下同じ。）元きた下水道管路管理センター東部支所、京都市かもがわ庁舎（仮称）から排出される産業廃棄物（廃乾電池・廃蛍光灯管）を再資源化する業務（以下「本業務」という。）は、京都市ゼロ・エミッション実践活動の推進に資することを目的とする。</p> <p>(2) この仕様書の廃乾電池とは、乾電池及びリチウム電池をいう。</p> <p>(3) この仕様書の廃蛍光灯管とは、蛍光灯管及びランプ類（L E D等蛍光灯管以外のもの）をいう。</p> <p>(4) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。</p> <p>2 処理の基準</p> <p>廃乾電池・廃蛍光灯管の処理は、次の基準により実施する。</p> <p>(1) 排出場所</p> <p>産業廃棄物（廃乾電池・廃蛍光灯管）は、次の表の場所から排出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市庁舎敷地内の廃棄物保管施設 (本・北庁舎地下1階及び分庁舎の2箇所)</td> <td>京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地</td> </tr> <tr> <td>元きた下水道管路管理センター東部支所敷地内の廃棄物保管庫</td> <td>京都市左京区川端通丸太町下る下堤町94-8</td> </tr> <tr> <td>京都市かもがわ庁舎（仮称）敷地内の廃棄物保管施設</td> <td>京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284</td> </tr> </tbody> </table>	場所	住所	市庁舎敷地内の廃棄物保管施設 (本・北庁舎地下1階及び分庁舎の2箇所)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	元きた下水道管路管理センター東部支所敷地内の廃棄物保管庫	京都市左京区川端通丸太町下る下堤町94-8	京都市かもがわ庁舎（仮称）敷地内の廃棄物保管施設	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284
場所	住所								
市庁舎敷地内の廃棄物保管施設 (本・北庁舎地下1階及び分庁舎の2箇所)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地								
元きた下水道管路管理センター東部支所敷地内の廃棄物保管庫	京都市左京区川端通丸太町下る下堤町94-8								
京都市かもがわ庁舎（仮称）敷地内の廃棄物保管施設	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284								

契約条件	<p>(2) 受注者の条件</p> <p>受託者は、京都市長から廃棄物処理法第14条第6項の産業廃棄物処理業の許可を受けており、かつ、その許可証に記載されている事業の範囲にあっては、汚泥、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）が、また、事業の用に供する施設にあっては、蛍光灯破碎機、ランプ類破碎機及び電池選別機の設置が含まれていること。</p> <p>(3) 処理方法</p> <p>本業務の範囲は、再資源化のために中間処理（破碎及び選別）を行うこととし、処理後の廃棄物については焙焼法による最終処分を野村興産株式会社に委託すること。</p> <p>(最終処分場所)</p> <p>野村興産株式会社イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1</p> <p>(4) 搬入方法</p> <p>市庁舎、元きた下水道管路管理センター東部支所、京都市かもがわ庁舎（仮称）から排出される廃乾電池・廃蛍光灯管の搬入は、京都市が別途契約する収集運搬業者が行う。</p> <p>なお、収集運搬業者については、業者決定後に連絡する。</p> <p>(5) 搬入日</p> <p>京都市と別途契約する収集運搬業者との協議により決定する。</p> <p>(6) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の提出</p> <p>マニフェストは、電子又は紙を使用する。</p> <p>ア 電子マニフェストの使用</p> <p>(ア) 電子マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンターのJWNETを使用する。</p> <p>(イ) 電子マニフェストを使用する場合は、収集運搬業者、処分業者及び京都市の三者が合意のうえ、運用を開始する。</p> <p>イ 紙マニフェストの使用</p> <p>(ア) 受注者は、収集運搬業者から受領した紙マニフェストのうち、廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B1票、B2票を収集運搬業者に手渡すこと。</p> <p>(イ) 受注者は、処理終了後、残る紙マニフェストに必要事項を記入のうえ、C2票を収集運搬業者に、D票を本市にそれぞれ10日以内を目途として速やかに送付すること。</p> <p>(ウ) 受注者は、処理後、物を売却した場合は売却先を記入のうえ、E</p>
------	--

	<p>票を本市に10日以内を目途として速やかに送付すること。 (マニフェスト送付先) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市行財政局総務部庁舎管理課 TEL 075-222-3046</p> <p>3 委託料の支払</p> <p>(1) 委託料は、毎月末日をもって当該月の廃乾電池・廃蛍光灯管の各搬入量を取りまとめた後、契約単価を乗じて算出し、各施設の合計額を京都市の指定する方法により請求すること。</p> <p>(2) 前項により契約した金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 報告等</p> <p>受注者は、各排出場所における当月分の搬入日ごとの搬入量、処分結果を報告書にして翌月14日までに行財政局総務部庁舎管理課長に提出すること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 受注者は、その実施に関し行財政局総務部庁舎管理課長と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>(2) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>(3) 受注者は、契約締結に当たり、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受注者記入欄」の項目について必ず記入すること。</p> <p>(4) 受注者は、契約締結に当たり、中間処理の許可証（上記2（2）参照）及び最終処分地の許可証の写し（上記2（3）参照）を必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記入すること。</p> <p>(5) その他、本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。</p>
--	---

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合	
最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。	
□ 最終処分先の許可証の写しを添付	□ 最終処分先を下記のとおり記載
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり